

Cannes2026–Marché du Film Country of Honour  
「連携企画」認定要領

## 1、概要

2026年に開催されるカンヌ国際映画祭併設の映画見本市 Marché du Filmにおいて、同見本市のCountry of Honour（以下「CoH」）に日本が選出されました。

Cannes2026–Marché du Film Country of Honour 実行委員会（以下実行委員会）は、関連する事業の円滑な実施及び一体となったプロモーションによって、日本コンテンツの存在感の向上や海外展開を促進するため、CoHにおいて日本の団体・企業等が実施する様々な事業を申請に基づき「連携企画」として認定します。

「連携企画」に認定された事業は、「Japan Country of Honour ロゴ」の使用が認められます。認定の要領は以下のとおりです。

## 2、対象となり得る事業

- (1) から (3) に掲げる要件に合致すること。
  - (1) 日本コンテンツの存在感の向上及び海外展開を目的とする事業
  - (2) 原則として、カンヌ国際映画祭(2026年5月12日～23日)及び併設の国際映画見本市 Marché du Film (2026年5月12日～20日)に紐づき、その会場及び会場周辺で実施される事業。
  - (3) 次の各項目に該当しない事業
    - ア 公序良俗に反する事業
    - イ 日本又はフランスの法令に違反する又は違反するおそれのある事業
    - ウ 日本コンテンツの存在感向上及び海外展開促進の目的に合致しない事業
    - エ 特定の主義、政治的な主張又は宗教の普及を目的とする事業
    - オ 主催者その他の行事等を実施する者、特定の参加者が事業の実施から直接利潤を得ると考えられる事業
    - カ 主催者その他の行事等を実施する者が十分な社会的な信用を有すると認められない事業

## 3、申請の要領

- (1) 事業を申請する場合、主催者は、実行委員会事務局へ申請フォームから必要事項を入力してください。
- (2) 受け付けた申請は、実行委員会事務局により審査されます。その後、主催者に結果が通知され、「連携企画」に認定された場合は「Japan Country of Honour ロゴ」を送付します。

## 4、事業終了後の報告

主催者は、事業終了後、事業報告フォームにて報告をしてください。

## 5、留意事項

- (1) 事業の認定は、事業への資金助成を意味するものではありません。
- (2) 提出された申請書類等は返却しません。必要な場合は事前に写しをご用意ください。

- (3) 事業開催の3週間前を過ぎてからの申請、申請書類に著しく不備がある場合は、審査をお断りすることがあります。
- (4) 審査の経緯等についてのお問合せにはお答えできません。
- (5) 認定された場合でも、事業の実施に関するすべての責任は事業主催者にあります。事業が認定されたことによって、実行委員会が何らかの責任を負うことはありません。
- (6) 次に該当する場合は認定を取り消す可能性があります。
  - ア 認定後、事業内容が認定基準と合致しないことが明らかになった場合
  - イ 認定された事業が中止又は大きな変更が生じたにもかかわらず、申請窓口のジェトロ等に速やかに報告がなされない場合
  - ウ 申請書に含まれない事業内容の詳細が認定後に判明し、又は申請当時の内容から事業が変更され、2に規定する基準を満たさなくなった場合
- (7) ロゴマークの使用について
  - ア ロゴマークは、認定された事業以外には使用できません。
  - イ ロゴマークの縦横比、向き、色及びデザインを変更することはできません。
  - ウ ロゴマークを第三者に提供することはできません。
  - エ ロゴマークのみを広報媒体に使用することはできません。

## 6、お問い合わせ先

実行委員会事務局

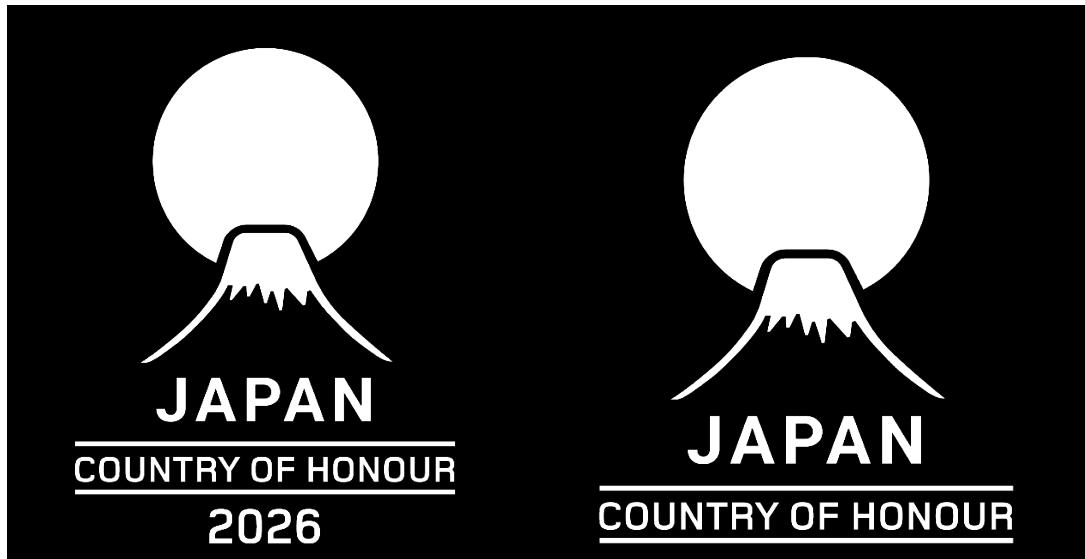
ジェトロ デジタルマーケティング部 コンテンツ課（担当：中澤、友田、橋本、神谷）

TEL： 03-3582-1671

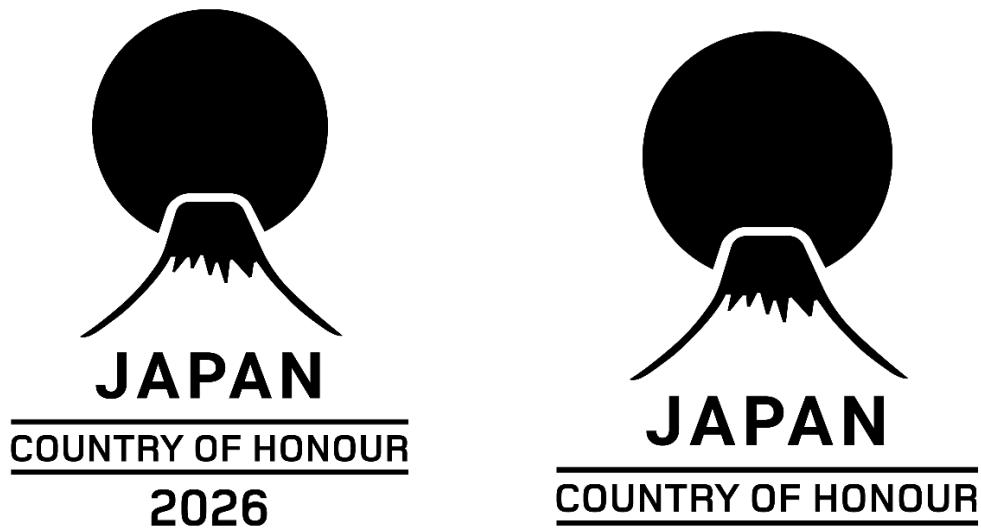
EMAIL : Content@jetro.go.jp

※掲載しているロゴはイメージとなります。申請許諾後、正式なロゴを個別にご提供いたします。

【白】



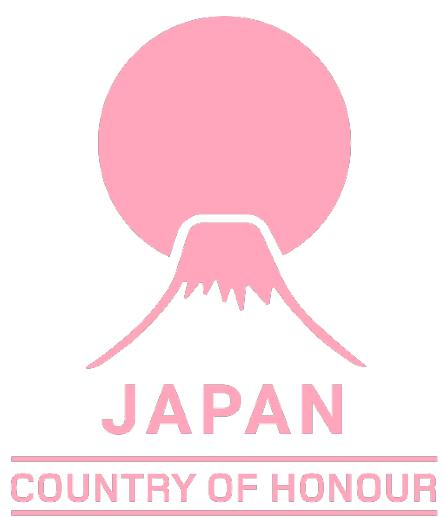
【黒】



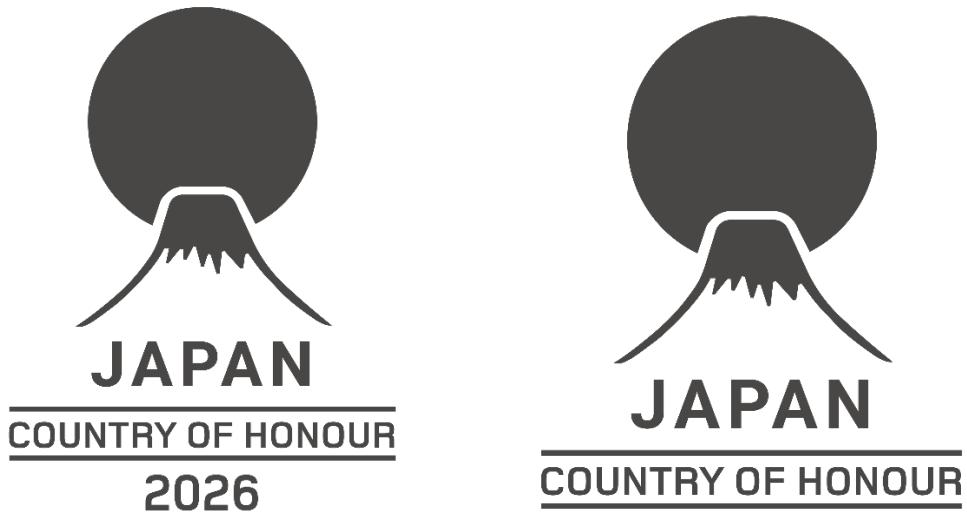
【赤】



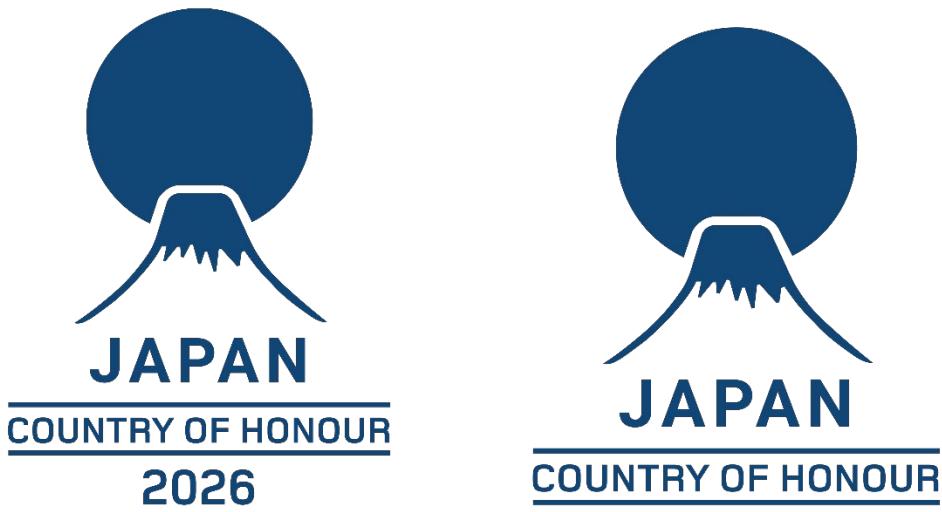
【ピンク】



【グレー】



【青】



] 1